横福指第116号

　　平成27年（2015年）８月27日

　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等　管理者様

福祉部指導監査課長

自己評価及び外部評価等の取扱いについて（通知）

　日頃より、本市の介護保険行政にご尽力いただき誠にありがとうございます。

平成27年７月１日以降の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の自己評価及び外部評価等の取扱いについて、平成27年３月27日付で厚生労働省から示されました。

このことにより、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の自己評価及び外部評価の取扱いを変更しましたので通知します。

１　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所評価結果報告の流れ（別紙フロー図参照）

（１）自己評価・外部評価の実施

事業所が自ら提供するサービス内容を「自己評価・外部評価　評価表」を用いて振り返りを行い、介護・医療連携推進会議において当該内容について報告を行い、利用者、地域の医療関係者、市職員、地域住民の代表等が第三者の観点から外部評価を行い、新たな課題や改善点を明らかにします。

【提出書類】

①　自己評価・外部評価　評価表

②　返信用封筒（82円切手を貼った返信先明記の長３封筒）来庁の場合は不要

【提出先】

〒238-8550　横須賀市小川町11番地

福祉部　指導監査課　外部評価担当あて

（２）「自己評価・外部評価　評価表」の写しに収受印を押印したものを送付（手交）します。

２　評価結果等の公表について

（１）指導監査課は、評価結果等をファイリングし、市民等が閲覧できるよう、カウンターにて当該書類を公表します。

（２）事業所が行う公表について

①　評価結果等の公表にあたっては、来訪者が閲覧しやすい場所に掲示するとともに、自らが設置するホームページ上に掲示するなどの方法により、広く開示をしてください。

②　利用者又は利用者の家族へ手交若しくは送付等により提供を行ってください。

（３）実施頻度

①　既存事業所

各年度（４月１日から翌３月31日まで）内に１回、毎年実施し、その結果を本市に提出すること。

②　新規事業所

事業所の指定年月日が属する年度の翌年度中に自己評価及び外部評価を実施し、評価結果を本市に提出すること。

その後の実施頻度は、①と同様とする。

４　その他

（１）フロー図

（２）評価の実施方法について

問い合わせ先

横須賀市福祉部指導監査課

指導監査第１係　越水・諸我

TEL　046-822-8162

FAX　046-827-0566